

社会福祉法人山口県共同募金会 災害支援制度運営規程

(平成14年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する災害及び厚生労働省令（社会福祉法施行規則第三十七条第一項）に定める災害の発生に備えるため、社会福祉法人山口県共同募金会（以下「本会」という。）における準備金の積立て及び支出並びに社会福祉法人中央共同募金会（以下「中央共募」という。）の調整により行われる他の都道府県共同募金会（以下「他県共募」という。）への準備金の拠出及び他県共募からの拠出金の受入れについて必要な事項を定める。

(準備金)

第2条 準備金は、本会の寄付金の額に、次の各号のいずれか低い割合を乗じて得た額の範囲内の額を積み立てる。

(1) 百分の三

(2) 本会の寄付金の額に占める法人からの寄付金の額の割合

2 積み立てて3年が経過した準備金は、本会の区域内において社会福祉を目的とする事業を営む者に助成する。

(支援対象)

第3条 準備金又は他県共募からの拠出金による支援対象団体及び支援対象施設（以下「支援対象団体等」という。）は、次のとおりとする。

(1) 被災地で支援活動を行うボランティア団体及びグループ

(2) 市町又は地区段階で災害ボランティアセンター又はこれと同等の役割を果たすセンター（以下「災害ボランティアセンター等」という。）を設置した市町社会福祉協議会並びにボランティア団体及びグループ

(3) 県段階の災害ボランティアセンター等を設置した社会福祉法人山口県社会福祉協議会

(4) 被災により破壊又は破損した社会福祉施設

2 前項の支援対象団体等に係る次に掲げる経費を支援するものとする。

(1) 被災地における災害ボランティアセンター等の設置及び運営に関わる経費

(2) 被災地におけるボランティア活動に関わる経費

(3) 公費補助の対象とならない社会福祉施設の施設及び設備の整備に関わる経費

(助成基準)

第4条 第3条に掲げる支援対象ごとの助成基準は別に定める「災害支援制度実施要領」による。

(準備金による助成及び拠出)

第5条 準備金による助成及び拠出の手続きは、次のとおりとする。

(1) 本会の準備金からの助成

準備金からの助成を必要とする災害が発生したとき、本会の準備金で対応が可能と判断した場合は、本会の準備金による助成で対応する。

(2) 中国地区の各県共同募金会（以下「ブロック内県共募」という。）への準備金の拠出

準備金の拠出を必要とする災害が発生したとき、支援に必要と勘案される額（以下「準備金推計必要額」という。）が、被災ブロック内県共募の準備金積立額を上回り、かつ、その上回る額がブロック内県共募の保有する準備金の拠出により対応できる場合は、中央共募が割り当てる額を被災ブロック内県共募へ拠出する。

(3) 他県共募への準備金の拠出

準備金の拠出を必要とする災害が発生したとき、準備金推計必要額が被災都道府県共同募金会（以下「被災県共募」という。）及び被災県共募が属するブロック内都道府県共同募金会が拠出できる準備金合計額を上回る場合にあっては、その上回る額について中央共募が割り当てる額を被災県共募へ拠出する。

（拠出を受けた準備金の管理及び運営）

第6条 他県共募から拠出を受けた場合の準備金の管理及び運営は、以下のとおりとする。

(1) 本会配分委員会に以下の事項について承認を得る。

ア 助成金の使途及び助成額の承認

イ 準備金の支出の承認

ウ 他県共募から拠出された準備金受入の承認

エ 余剰を生じた準備金の返還の承認

(2) 本会が他県共募から準備金の拠出を受け、精算により準備金に余剰が生じた場合は、中央共募に余剰金を返還する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

（規程の廃止）

2 大規模災害に即応するボランティア活動支援資金制度運営委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年6月6日から施行する。